

## 改訂コンテナ総重量確定ガイドライン FAQ

※本内容は平成 30 年 12 月に改訂されたコンテナ総重量確定制度ガイドラインの説明会の際に、出席者の皆様から頂きましたご質問を取りまとめたものです。

### 1. ガイドライン改訂に伴う届出荷送人の手続きについて

届一 1 届出荷送人の業務継続報告について、基準日の 90～30 日前に報告をすることが求められていますが、この規定について説明をお願いします。

○平成 28 年 7 月に国際海上輸出コンテナ総重量確定制度（以下、「当制度」という。）が施行される際、非常に多くの届出荷送人申請が平成 28 年 6 月～7 月の期間に集中することとなりました。

○届出荷送人に対しては当制度ガイドラインにおいて、3 年毎の業務継続報告を行うことを求めており、改訂前の規定では国交省まで業務継続報告をした日から新たに 3 年後を報告締切りとして設定・運用されることとなっておりました。またこの場合、締切り間近の 6 月～7 月に業務継続報告が集中することが予想されておりました。

○したがって、今回の改訂は届出荷送人の業務継続報告に対しても登録確定事業者と同様の規定を加え、報告手続きの円滑化を図っていくこと、届出荷送人の前広な業務継続報告を可能とすることを目的としております。

○なお、報告基準日の 90 日前から 30 日前までの間に国土交通省へ報告を行って頂いた場合は、その基準日から 3 年間で新たに業務継続報告までの期間として設定されます。したがって前述の期間内であれば、報告した日が新たな基準日として設定されるわけではなく、届出を行っていた日若しくは直近で業務継続報告を行っていた日から 3 年後が基準日になります。

（例）2016 年 6 月 1 日に届出を行った者が、2019 年 4 月 1 日に業務継続報告を実施した場合、次回の報告基準日は 6 月 1 日のまま変更されません。すなわち、次回の業務継続報告は 2022 年 6 月 1 日までに実施する必要があるということになります。

もし、2019 年 2 月 28 日（90 日以上前）又は 5 月 15 日（30 日未満）に業務継続報告が提出された場合は、その提出日を新たな基準日として 3 年後の業務継続報告日が設定されます。前述の場合であれば、2016 年 2 月 28 日提出の場合、次回報告締切りは 2022 年 2 月 28 日、2019 年 5 月 15 日提出の場合、次回報告締切りは 2022 年 5 月 15 日となります。

届一 2 今回の改訂で加わった届出荷送人の連絡先変更についてはいつ頃、どのような形で行えばよいのでしょうか。

○当該事項については業務継続（点検結果）報告のときではなく、担当部門責任者の変更があった際に随時、国土交通省へ報告して頂くこととなります。

○なお、変更の報告は下記 URL 内の届出事項変更届（第 e3 号様式）を使用のうえ、ご提出を推奨しております。

URL：[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn8\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000007.html)

届－3 当制度施行時には幅広く登録・届出を行って欲しいという国交省の呼びかけもあり、届出荷送人として申請をしました。しかし実態上、2年経過しても確定業務の実績がありません。3年目を迎える今年は業務継続報告が控えていますが、実態がなければ報告をしないということによいのでしょうか。

○当制度施行時は総重量確定を行う予定があるということから、とりあえず届出・登録を行ったという事業者の皆様が多いと弊省も理解しております。施行から3年が経過し、他者の重量を確定することができる登録確定事業者の数も多くなったことから、重量確定業務を実施しない事業者においては、業務への負担の面からも届出廃止手続きを行うことが望ましいと考えています。

○届出廃止届が受理された場合には、業務継続報告を行って頂く必要はなく、また業務実施手順書等の書類も保管頂く必要はございません。

○なお届出廃止届の様式については国土交通省 HP（上記 届－2 内 URL）に公開しています。

届－4 点検結果報告について、我が社は年次監査、月1の逐次監査と2種類実施していますが、報告書にはどちらを記載すればよいのでしょうか。また報告するものについては最新の時期のものを記載すればよいのでしょうか。

○もし両方実施されているのであれば、点検結果報告書に2種類を記載頂いて構いません。

○また、日付については最新の時期のもので構いませんが、もし記載頂けるのであれば逐次監査についても報告書様式に全て記載頂いても問題ございません。

届－5 業務継続報告基準日の30日前を過ぎてしまい、30～0日の間に報告した場合、どのように扱われるのでしょうか。

○その業務継続報告日を基準とした基準日が再設定されることとなります。

○例えば平成28年7月1日に登録しており、平成31年6月5日に業務継続報告があった場合は、次の報告基準日は平成34年6月5日に設定されることとなります。

届－6 点検結果報告書については、具体的に何を点検して報告すればよいのでしょうか。

○日々の重量確定業務が、備え付けられている業務実施手順書に沿って行われているか否かという観点から改めて点検を行って頂き、国土交通省へ報告して頂くものとなっております。

届－7 届出荷送人の実態調査の対象選定の基準はどのようになっているのでしょうか。

○届出荷送人の中で3年以内の業務継続報告（点検報告）が未提出となっている事業者を対

象に実施します。

○電話、電子メール及び国交省職員による直接訪問の組み合わせを通じ、実態調査を行います。

届ー8 国土交通省 HP の届出荷送人リストから削除されるということは、届出荷送人としての資格を剥奪されることと同様なのでしょうか。

○今回の実態調査による届出荷送人リストからの「削除」と、届出荷送人としての効力の「一時停止」は同一ではありません。今回のガイドライン改訂で加わった削除要件はあくまで「国土交通省 HP に公開している届出荷送人からの削除」を意図したものです。

○効力の一時的停止はガイドラインに基づき調査（監査）を実施し、その上で国土交通省の指摘した改善点に改善が見られない場合に執行される措置になります。

○したがって今回の改訂部は効力停止措置ではない新たな措置が選択肢に加わったものと解釈して頂くこととなります。

届ー9 業務実施手順書の提出を求められる場合の基準はどのようになっているのでしょうか。

○業務実施手順書の形式は法令では定めておりませんが、ガイドラインにおいて法令の内容を具体化しております。このため、ガイドラインにおける要件は一つの基準となります。

○過去の例では書類として、ガイドラインが求めている事項である点検に関する事項が欠けているケースが残念ながらございました。

○このようにガイドラインの要件を満たしていない確定者に対しては、今後手順書の提出を求める場合があります。

## 2. ガイドライン改訂に伴う登録確定事業者の手続きについて

登ー1 登録確定事業者の更新について、旧登録番号と新登録番号を選択できるようになったが、どちらを選択した方がよいのでしょうか。新登録番号でなく旧登録番号を申請するメリットがよく分かりません。

○当制度における登録番号選択は、事業者の制度履行状況を把握し、国土交通省にて事業者の重量確定における制度の実施状況を把握することを目的としたものです。

○旧登録番号申請には今回追加で提出頂く書類を新たに規定しています。新登録番号で申請を頂くことも可能ですが、国土交通省としては旧登録番号を申請頂いた方は、その追加提出された書類を以て、施行後から当制度に対する取り組みが充実しており、模範となるような事業者であるということが把握できます。

○今後の国土交通省による調査（監査）を行う登録確定事業者の選定も含め、旧登録番号を申請頂くということは、重量確定業務を、管理された正しい手順のもと履行していることが弊省としても把握でき、また自社としてもそれを証明できるものとなるため、自社の法令遵守状況を報告するうえで有益なものになると考えています。

登ー2 登録更新のタイミングで国交省から各事業者へ連絡はあるのでしょうか。

- 各々の事業者で登録更新期限が異なっているため、更新期間になっても国土交通省側から改めて各者へ連絡を行うことはありません。
- 申請の際に国土交通省より送付した登録通知書に記載されている有効期限をご確認頂いたうえ、90～30 日前に更新手続きを行ってください。
- ただし、問題なく更新申請を受領した場合は国土交通省より申請頂いたご連絡先まで受領連絡をさせていただきます。

登-3 計量器の調整・点検を証明する書類にはどのようなことが記載してあればよく、またどのような書類を提出すればよろしいのでしょうか。

- 本制度では「計量法に基づく特定計量器」又は「器差±5%に調整・点検された計量器」を重量確定において使用することを義務付けています。
- 計量法に基づく特定計量器であれば、年1回の点検が求められているため、その証明書類をご提出頂ければ問題ございません。
- それ以外の計量器については特段の要件はないため、日々の担当者の点検による器差の数値等をまとめた書類や外部事業者に委託して計量器の調整を行ったことを証明する書類などをご提出頂ければ問題ございません。

登-4 事業者で更新申請時期を管理することになっているが、もし登録日の90～30 日前に申請を提出できなかった場合はどうなるのでしょうか。

- 基本的には登録満了日の90 日前から登録更新申請を受け付けますが、登録日から30 日未満の場合の登録更新申請は届出荷送人の業務継続報告と同様の取扱いがなされます。(詳細は「届-1」をご確認ください。)
- また法令に従い、有効期間満了日までに更新されなかった場合は登録が失効することとなります。コンテナ総重量確定を今後も継続的に行う場合は、必ず更新を行ってください。

登-5 今まで教育・訓練が規定されていなかったため、国土交通省が想定しているような研修等を実施していなかった事業者も多数存在することが考えられると思いますが、その場合、新たに国土交通省 HP にて公開されている「重量確定業務に関する教育・訓練を実施していることを証明する書類」には何を記載して提出すればよろしいのでしょうか。

- 実態上、従来のガイドライン、手順書例等には教育・訓練に関する項目が記載されていなかったことから、このように記録文書を残していない、人事異動がなかったため実施していないといったケースが多いと考えております。
- しかし国土交通省では当制度施行時の平成 28 年 7 月前後に、制度対応のための社内ミーティング、勉強会等を各社にて開催して頂いていると想定しております。
- したがって、今回の登録更新時では当該書類に上記会合等の実施回数、実施内容について記載を頂きご提出をお願いいたします。
- 当書類については今後、業務実施手順書に重量確定業務に関する教育・訓練の項目を追記頂

くこととなりますが、その中の実施内容、実施のタイミングと合致しているか国土交通省にて確認をさせて頂くものとなります。

○次回の更新時にはこれらを考慮した上、業務実施手順書記載内容と合致した内容、回数、記録文書の保管等を実施頂き、国土交通省まで報告をお願いいたします。

登-6 我が社は重量計測を他社へ委託するといった形で方法2による届出を行っていますが、その場合は旧登録番号の継続更新を申請する際に必要な「計量器の調整・点検結果報告」について、報告ができないかと思えます。その場合はどうすればよろしいでしょうか。

○他社の計量器を使用して重量確定を行っている場合は、方法2で他社委託による重量確定を行う方々については「計量器の調整・点検を行っていることを証明する書類」について、委託先の計量器が点検・調整を受け、器差が法令で定められている範囲を逸脱していないか等の証明書を受け取って頂き、そちらを国土交通省までご提出頂ければ、旧登録番号での申請が可能です。

登-7 計量器を有しておらず、他社における計測の委託も行っていない事業者は「登-6」と同様に「計量器の調整・点検結果報告」について提出することができないと思いますが、その場合は旧登録番号の継続申請はできないのでしょうか。

○方法2でかつ計量器を使用せず重量確定を行う方々については「計量器の調整・点検を行っていることを証明する書類」について提出の必要はございません。

○弊省にて、他にご提出頂く新規事項を満たした業務実施手順書の中の重量の乖離確認項目等を当該書類の代替として参照し、それらを踏まえて判断いたします。

### 3. 各種変更申請・変更届について

変-1 万一、届出、登録に関する変更事項の届出が遅れた場合、具体的な罰則等はあるのでしょうか。

○基本的には変更報告がなかった、遅れてしまったということに対する罰則はありませんが、もし変更報告を失念していた場合は、国土交通省まで可能な限り早く報告を行ってください。

### 4. 業務実施手順書関係

業-1 届出荷送人も新たに教育・訓練に関する事項等を加えた業務実施手順書を国土交通省まで提出する必要はあるのでしょうか。

○基本的に届出荷送人は申請の際に業務実施手順書の提出を義務付けていないことから、今回、新規事項を加えて新たに業務実施手順書を国土交通省まで提出頂く必要はございません。

○ただし、提出の必要はないものの、必ず各者で既に備え付けられている業務実施手順書に新規事項を追記して頂く必要があります。



業一２ 業務実施手順書に新規事項を記載して国土交通省まで提出する締切りはいつ頃なのでしょうか。

- 登録確定事業者の場合は登録更新申請に併せて国土交通省まで送付頂く必要がございます。したがって、各者の文書提出締切時期は登録日によって異なります。
- 届出荷送人については、新規事項を追記した業務実施手順書を提出頂く必要はございません。

業一３ 届出荷送人には「教育・訓練」に関する事項の業務実施手順書への記載は求められていないのでしょうか。

- 「教育・訓練」に関する事項の手順書への追記は届出・登録事業者両方に義務付けられているものになります。

業一４ 国土交通省の期待する「教育・訓練」の水準はどの程度なのでしょうか。例えば実施のタイミングについては「業務の引き継ぎ時に実施する」ということでも問題ないのでしょうか。

- 実施の水準や程度について法令で定められているわけではございません。したがって、どの程度、どの時期、どの頻度で実施するかということは事業者の自主判断になります。
- 今回の新規項目である教育・訓練を実際に手順の一環として加えてもらうことで事業者に重量確定業務に対する重要性を認識して頂き、品質確保に努めて頂くことを施策効果として期待しております。
- 水準は国交省の手順書雛形に示しているようなものとなりますが、法令で定められているわけではありませんので、「異動時の引き継ぎの際に実施する」ということでも構いません。
- この程度であれば過重な負担がなく適切に総重量確定の品質を確保できるという水準の教育訓練を、業務実施手順書に記載の上、実施頂ければと考えております。

業一５ 教育・訓練に関する記録の保管は何年程度を目安にすればよいのでしょうか。

- 保管期間は国土交通省にて別途規定しているわけではありませんが、基本的には次回の登録更新における国土交通省への更新申請作業も踏まえて最低 3 年程度は保管頂きたいと考えております。

業一６ 教育、訓練の対象となる者の範囲はどこまででしょうか。

- 基本的には届出・登録を行っている各者の中で、実際に重量確定業務を行っている者が対象になります。

## 5. 国土交通省による調査（監査）について

調一１ どのような事項を調査（監査）されることになるのでしょうか。

- 本制度に係る調査（監査）は計量器の調整・点検が確実になされているか、業務実施手順書どおりに重量確定が実施されているのかを含め、業務全般が適切に行われているかどうかを確認

するものです。

○調査が実施された際には、備え付けて頂いている業務実施手順書を担当者にご提出頂くとともに、実際の重量確定業務の実施状況の視察、記録等の書類保管状況等を確認させて頂くこととなります。

調一2 国交省による調査では事前通知を頂けるのでしょうか。

○事前通知の有無については検討を行っている段階ですが、必要であれば事前通知なしの抜き打ち調査を実施することも検討しています。

調一3 国交省の調査対象となるのは登録確定事業者のみでしょうか。

○法令で定められているとおり、監査対象は登録確定事業者に限らず、届出荷送人に対しても実施する予定です。

調一4 当制度の優遇対象となっている ISO9001,AEO の取得者は調査が免除されるのでしょうか。

○ISO9001 や AEO の取得者であることのみをもって調査対象から外れることはありません。すべての事業者が平等に選定対象となります。

○ただし、外部監査を有している企業に対しては、当該点も考慮した上で調査対象を選定する予定です。

調一5 訪問調査はどの程度の頻度で、どの時期に実施予定なのでしょうか。

○全届出・登録事業者に実施することは極めて困難であるので、国土交通省として特に疑義が大きい事業者をピックアップして実施することとなります。

○また、これ以上の詳細や時期についてはお答えを差し控えさせていただきます。

調一6 今回の改正内容が事業者側で適切に実施されていなかった場合は国交省の指導対象になり得るのでしょうか。例えば今回の改正内容である教育・訓練に関する事項が満たされていなかった場合でも改善・是正の対象になるのでしょうか。

○改善・是正の対象となります。